

行田市ふるさとづくり事業 選定方針

1. 審査方法

提案された事業について、「2. 審査基準」に基づきそれぞれ審査を行う。

- ・ A事業（日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業）・・・提案書類及び公開プレゼンテーション（現地確認を含む）による審査
- ・ B事業（歴史的まち並み景観整備事業）、C事業（おもてなし・にぎわい創出事業）
・・・提案書類による審査

2. 審査基準

「審査の視点」に基づき、審査項目ごとに「○」「△」「×」で評価を行う。

「評価」欄

- （○）ふるさとづくり事業として実施することがふさわしい提案。
- （△）内容を一部修正（精査）することにより、ふるさとづくり事業として実施することがふさわしい提案
- （×）ふるさとづくり事業として実施することがふさわしくない提案。

「評価の理由」欄

「評価」欄に「△」又は「×」を記入した場合は、評価の理由や修正、精査すべき箇所等を記入する。

< B事業_八幡通り周辺 >

審査項目	審査の視点	評価	評価の理由(改善点等指摘事項)
地域性	一定のエリア内(行田地区及びその周辺)に該当するか。	—	評価不要
施工業者	市内事業者の施工であるか。		
対象者	建築物等の所有者、又は所有者の同意を得た借受人であるか。		
妥当性	事業の目的や内容がふるさとづくり事業の趣旨に合致しているか。		
	事業内容と事業費、スケジュールは妥当であるか(補助対象経費以外の費用が含まれてないか。積算額は妥当か。事業内容や実施方法は具体的に考えられているか)。		
	まち並み景観及び機能の観点から、改修の必要性が認められるか。		
公益性・貢献性	まち並み景観に貢献するか。		
その他特記事項			

3. 委員間の意見調整

選定委員会において、それぞれの提案に対する各委員の評価結果を確認の上、委員間の意見を調整する。

4. 審査結果のとりまとめ

「2. 審査基準」に基づく審査及び「3. 委員間の意見調整」の結果を踏まえ、選定委員会としての意見の集約を図り、審査結果を取りまとめる。